

山口県報

平成20年
3月18日
(火曜日)

目 次

条例

山口県公益認定等審議会条例……………三

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例……………三

屋外広告物法の規定に基づく事務処理の特例に関する条例……………四

山口県部制条例の一部を改正する条例……………五

山口県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例……………五

山口県入スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例……………六

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例……………六



山口県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県条例第一号

山口県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置された山口県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………七

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………二九

教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………二九

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三〇

特別会計設置条例の一部を改正する条例……………三〇

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例……………三一

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………三一

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例……………三五

山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例……………三六

児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………三九

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例……………四〇

山口県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例……………四一

山口県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………四一

山口県教育研修所条例の一部を改正する条例……………四一

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………四二

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………四三

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………四三

山口県知事 二 井 関 成

を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第八条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(会議)

第九条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二号

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。)第十九条第一項及び第二十条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百六条第一項の財政安定化基金として設置された山口県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(拠 出 率)

第二条 政令第十九条第一項の条例で定める割合は、一万分の八とする。

(積 立 て)

第三条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管 理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(繰 替 運 用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

屋外広告物法の規定に基づく事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第三号

屋外広告物法の規定に基づく事務処理の特例に関する条例

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務のうち萩市の区域に係るものは、萩市が処理することとする。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「土木建築部」を「土木建築部
国体・障害者スポーツ大会局」に改める。

第二条に次の一号を加える。

九 国体・障害者スポーツ大会局

(一) 国民体育大会に関する事項

(二) 全国障害者スポーツ大会に関する事項

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五号

山口県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

山口県スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年山口県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に改め、「基づき、」の下に「同条第一項に規定する合議制の機関として設置された」を加える。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六号

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の四号を加える。

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による同法第六十九条の二第一項の登録の申請をした者の氏名、生年月日及び住所又は同法第

六十九条の四の規定による届出に係る氏名若しくは住所の確認の事務

六 山口県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年山口県条例第三号。以下この号において「条例」という。）による山口県心身障害者

扶養共済制度の運営に関する事務であつて、次に掲げるもの

イ 条例第五条第一項の申込みをした保護者及びその扶養する心身障害者の氏名、生年月日及び住所の確認の事務

ロ 条例第九条第一項の規定により年金の支給を受ける心身障害者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ハ 条例第十五条の二第一項の申出に係る加入者及び心身障害者の生存の事実の確認の事務

七 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）による同法第四条第一項の許可の申請に係る事実又は同法第十条第一項の登録の申請若しくは

同法第十七条第一項の申請に係る漁船の所有者若しくは使用者の氏名若しくは住所の確認の事務

ハ 次に掲げる資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて、書類の提出を催告するための書類、返還すべき金額その他について通

知する書類、納入通知書又は督促状その他の催告の通知書（以下この号において「催告書等」という。）を郵便若しくは信書便により発送

し、返戻された場合又は催告書等の送達を受けるべき者の所在が知れない場合における貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

イ 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）第二条第一号に規定する介護福祉士修学資金

ロ 高齢者の専用の居室、浴室等を増築し、改築し、又は改造するための資金

ハ 母子及び寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）第十三条第一項各号（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資金

ニ 障害者の専用の居室、浴室等を増築し、改築し、又は改造するための資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表中第一号の四を第一号の七とし、第一号の三の次に次のように加える。

一の四 地方自治法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

山口市及び柳井市

イ 法第二百九十五条の規定による条例の設定をすること。

ロ 法第二百九十六条の五第二項の同意をすること。

ハ 法第二百九十六条の五第五項の同意をすること。

<p>二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十九条第二項の同意をすること。</p>	
<p>一の五 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第十二条第二項の規定による指示をすること。 ロ 法第十二条第三項の規定による通知をすること。 ハ 法第十三条第二項の規定による指示をすること。 ニ 法第十三条第三項の規定による通知をすること。 ホ 法第四十四条第一項の規定による報告の徴収をすること。 ヘ 法第四十四条第三項の規定による立入検査をすること。</p>	<p>岩国市及び長門市</p>
<p>一の六 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第六十九条第一項（法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の許可をすること。 ロ 法第六十九条第五項（法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁定をすること。</p>	<p>宇部市、山口市、 萩市及び周南市</p>

別表第五号の二、第五号の四から第五号の六まで、第五号の八及び第五号の九中「萩市」の下に、「及び山陽小野田市」を加え、同表第六号の二及び第十一号の二中「萩市」の下に、「及び長門市」を加え、同表中第十四号の三を第十四号の四とし、第十四号の二の次に次のように加える。

<p>十四の三 母子保健法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づ</p>	<p>宇部市、萩市、光</p>
--	-----------------

く事務のうち次に掲げるもの

- イ 法第十九条第一項の規定による訪問指導をすること。
- ロ 法第十九条第二項において準用する法第十一条第二項の規定による訪問指導をすること。
- ハ 法第二十条第一項の規定による給付の決定をすること。
- ニ イから八までに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

市、周南市及び山陽小野田市

別表第十七号中「次号」の下に、「及び第十八号」を加え、「及び山口市」を、「山口市及び周南市」に改め、同号の次に次のように加える。

十七の二 山口県福祉のまちづくり条例（以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（公共的施設のうち規則で定めるものに係るものに限る。）

宇部市及び山口市

- イ 条例第十七条第二項の規定による要請をすること。
- ロ 条例第二十三条第一項の規定による公表をすること。
- ハ 条例第二十三条第二項（条例第二十六条第四項後段において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与をすること。
- ニ 条例第二十六条第四項の規定による公表をすること。

別表第十八号中「ハ、ヘ及びト」を、「ニ、ト及びヌ」に改め、同号中チをルとし、トをヌとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

- チ まちづくり条例第二十三条第一項の規定による公表をすること。
- リ まちづくり条例第二十三条第二項（まちづくり条例第二十六条第四項後段において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与をすること。

別表第十八号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

- ロ まちづくり条例第十七条第二項の規定による要請をすること。

別表第十八号に次のように加える。

ヲ まちづくり条例第二十六条第四項の規定による公表をすること。

別表第十八号中「、岩国市及び周南市」を「及び岩国市」に改め、同表中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次のように加える。

<p>十八の二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条第一項の承認をすること。</p> <p>ロ 法第七条第五項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告をするこゝ。</p> <p>ハ 法第八条第一項の承認をすること。</p> <p>ニ 法第九条の規定による報告の徴収をすること。</p> <p>ホ 法第十条第一項の規定による命令をすること。</p> <p>ヘ 法第十一条第一項の規定による承認の取消しをすること。</p> <p>ト 法第十一条第二項の規定による公告をすること。</p>	<p>山口市</p>
---	------------

別表第十九号に次のように加える。

リ 法第三十八条第四項の規定による命令をすること。

又 イからリまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第二十号を次のように改める。

<p>二十 森林法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条第一項の許可をすること。</p>	<p>萩市</p>
---	-----------

口 法第三十四条第六項の規定による条件の付加をすること（イに掲げるものに係るものに限る。）。
 八 法第三十四条第九項の届出書を受理すること（同条第二項第四号に掲げる場合に係るものに限る。）。
 二 法第三十八条第二項の規定による命令をすること。
 ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二十六号の二の次に次のように加える。

二十六の三 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この号において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 法第七条第一項の規定による命令をすること。
 口 法第七条第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。
 八 法第七条第三項の規定による措置、命令又は委任及び費用の徴収をすること。
 二 法第七条第四項の規定による除却、命令又は委任をすること。
 ホ 法第八条第一項の規定による保管をすること。
 ヘ 法第八条第二項の規定による公示及び返還をすること。
 ト 法第八条第三項の規定による評価、売却及び保管をすること。
 チ 法第八条第四項の規定による廃棄をすること。
 リ 法第八条第六項の規定による費用の徴収をすること。
 又 山口県屋外広告物条例（昭和四十一年山口県条例第四十一号。以下この号において「条例」という。）第五条の許可をすること。

宇部市、長門市、
 柳井市、周南市、
 山陽小野田市及び
 周防大島町

- ル 条例第六条第三項の許可をすること。
- ヲ 条例第六条第四項の許可をすること。
- ワ 条例第九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加をすること。
- カ 条例第九条第三項の許可の更新をすること。
- ヨ 条例第十条第一項の許可をすること。
- タ 条例第十条第二項の規定による条件の付加をすること。
- レ 条例第十六条の規定による許可の取消しをすること。
- ソ 条例第十七条の三第二項の規定により閲覧に供すること。
- ツ 条例第十七条の四の規定による意見の聴取をすること。
- ネ 条例第十七条の八第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。
- ナ 条例第十九条第一項の規定による届出を受理すること。
- ラ 条例第十九条第二項の規定による届出を受理すること。
- ム 条例第十九条第三項の規定による届出を受理すること。
- ウ 条例第十九条第四項の規定による届出を受理すること。

別表第二十七号中、「山口市」の下に「萩市」を加え、同号の次に次のように加える。

二十七の二 土地区画整理法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第三条第三項の規定により施行する法第二条第一項に規定する土地区画整理事業のうち法第二条第四項に規定する施行地区の面積が五ヘクタール未満であるものに係るものに限る。）

山口市、萩市及び周南市

- イ 法第五十一条の第二項の認可をすること。
- ロ 法第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定により縦覧に供すること（法第五十一条の八第五項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の修正に係る部分に係るものを含む。）。
- ハ 法第五十一条の八第二項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の意見書を受理すること。
- ニ 法第五十一条の八第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査及び命令又は通知をすること。
- ホ 法第五十一条の九第三項の規定による公告及び送付をすること。
- ヘ 法第五十一条の十第一項の認可をすること。
- ト 法第五十一条の十三第一項の認可をすること。
- チ 法第五十一条の十三第四項において準用する法第五十一条の九第三項の規定による公告をすること。
- リ 法第二百二十五条の二第一項又は第二項の規定による検査をすること。
- 又 法第二百二十五条の二第三項の規定による命令をすること。
- ル 法第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消しをすること。
- ヲ 法第二百二十五条の二第五項の規定による公告をすること。

別表第二十八号中「**山口市**」の下に「**萩市**」を加え、同表第二十九号の二中「**昭和四十三年法律第百号**」を削り、「**山口市**」の下に「**萩市及び周南市**」を加え、同号を同表第二十九号の四とし、同表第二十九号の次に次のように加える。

二十九の二 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号。以下この号にお

山口市、萩市及び

<p>いて「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五条第一項の規定による許可をすること。</p> <p>ロ 法第六条第一項の規定による命令をすること。</p> <p>ハ 法第六条第二項の規定による命令又は委任、公告及び施設の移転等をする事。</p>	<p>周南市</p>
<p>別表第三十号の二中ヲをナとし、ニからルまでをワからネまでとし、ハの次に次のように加える。</p> <p>ニ 法第七条の六第一項の規定による申出を受理すること。</p> <p>ホ 法第七条の六第二項の規定による決定及び公告をすること。</p> <p>ヘ 法第七条の六第三項の規定による申出の受理及び買取りをすること。</p> <p>ト 法第七条の六第四項の規定による通知をすること。</p> <p>チ 法第七条の六第五項の規定による通知を受理すること。</p> <p>リ 法第七条の七第一項の規定による賃貸又は譲渡をすること。</p> <p>又 法第七条の七第二項の規定による条件の付加をすること。</p> <p>ル 法第七条の七第三項の規定による解除をすること。</p> <p>ヲ 法第七条の七第四項の規定による管理をすること。</p> <p>別表第三十号の二中「山口市」の下に「、萩市及び周南市」を加え、同表第三十号の三の次に次のように加える。</p> <p>三十の四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十一条第一項の許可をすること。</p> <p>ロ 法第二十一条第五項の規定による条件の付加をすること。</p>	<p>山口市、萩市及び周南市</p>

<p>八 法第二十一条第六項の規定による命令をすること。 二 法第二十一条第七項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。 ホ 法第二十二条第一項の規定による申出を受理すること。 ヘ 法第二十二条第二項の規定による決定及び公告をすること。 ト 法第二十二条第三項の規定による申出の受理及び買取りをすること。 チ 法第二十四条第四項の規定による通知をすること。 リ 法第二十五条第五項の規定による通知を受理すること。</p>	
<p>三十の五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第二百八十三条第一項の許可をすること。 ロ 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項の規定による許可の取消し、変更、効力の停止若しくは条件の変更若しくは付加又は命令をすること。 ハ 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十一条第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。 ニ 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十一条第三項の規定による公示をすること。 ホ 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十二条第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。</p>	<p>山口市、萩市及び周南市</p>
<p>三十の六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p>	<p>宇部市、山口市、萩市、防府市、下</p>

- イ 法第十二条第一項の規定による届出を受理すること。
- ロ 法第十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- ハ 法第十二条第三項の規定による命令をすること。
- ニ 法第五十二条第二項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町

別表第三十一号の次に次のように加える。

- 三十一の二 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町が管理する漁港の区域に係るものに限る。）
 - (1) 法第二条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の免許をすること。
 - (2) 法第三条第一項（法第十三条ノ二第二項、第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定により告示し、縦覧に供し、及び意見を徴すること。
 - (3) 法第三条第二項（法第十三条ノ二第二項、第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。
 - (4) 法第三条第三項（法第十三条ノ二第二項、第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の意見書を受理すること。
 - (5) 法第六条第三項（法第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の裁定をすること。

山口市

- (6) 法第十条（法第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすること。
- (7) 法第十一条（法第十三条ノ二第二項、第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による告示をすること。
- (8) 法第十二条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による免許料の徴収をすること。
- (9) 法第十三条（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による指定をすること。
- (10) 法第十三条ノ二第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による許可をすること。
- (11) 法第十四条第一項（同条第四項及び法第五十条において準用する場合を含む。）の許可をすること。
- (12) 法第十六条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の許可をすること。
- (13) 法第二十条（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- (14) 法第二十一条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の竣功認可をすること。
- (15) 法第二十二条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による告示及び送付をすること。
- (16) 法第二十三条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の許可をすること。
- (17) 法第二十三条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による報告をすること。

- (18) 法第二十五条（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による下付をするこ
と。
- (19) 法第二十七条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の許可をすること。
- (20) 法第二十七条第三項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による協議をす
ること。
- (21) 法第二十九条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の許可をすること。
- (22) 法第二十九条第三項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による協議をす
ること。
- (23) 法第三十条（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による命令をすること。
- (24) 法第三十一条（法第四十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定
による命令をすること。
- (25) 法第三十二条第一項（法第三十六条及び第五十条において準用する場合を含む。）の命令
をすること。
- (26) 法第三十二条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による処分をす
ること。
- (27) 法第三十二条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による命令をす
ること。
- (28) 法第三十二条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による報告をす
ること。
- (29) 法第三十四条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による認定をす
ること。

- (30) 法第三十四条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による免許条件の変更をすること。
- (31) 法第三十五条第一項（法第三十六条及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による義務の免除をすること。
- (32) 法第三十五条第二項（法第三十六条及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定により物件を国に帰属させること。
- (33) 法第三十八条（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収をすること。
- (34) 法第四十二条第一項（法第五十条において準用する場合を含む。）の承認をすること。
- (35) 法第四十二条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。
- (36) 法第四十二条第三項ただし書（法第五十条において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条ノ二第一項の規定による承認をすること。
- (37) 法第四十二条第三項ただし書（法第五十条において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条第一項の規定による通知を受理すること。
- (38) 法第四十三条（法第五十条において準用する場合を含む。）の規定により埋立地を公共団体に帰属させること。
- (39) 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号。以下この号において「勅令」という。）第一条第一項（勅令第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- (40) 勅令第一条第二項（同条第四項及び第五項並びに勅令第三十二条第一項において準用する

- 場合を含む。)の規定による届出を受理すること。
- (41) 勅令第四条(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による周知をすること。
- (42) 勅令第六条(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加をすること。
- (43) 勅令第八条(勅令第十四条、第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の許可をすること。
- (44) 勅令第十条第二項(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理すること。
- (45) 勅令第十一条第一項(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の裁定をすること。
- (46) 勅令第十二条第一項(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告知又は告示をすること。
- (47) 勅令第十三条(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による交付又は告示をすること。
- (48) 勅令第十五条第二項(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告知をすること。
- (49) 勅令第十五条第四項(勅令第三十条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知をすること。
- (50) 勅令第十六条第二項(勅令第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定をすること。

- (51) 勅令第十七条第三項（勅令第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- (52) 勅令第十九条第一項ただし書（勅令第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による納付期限の決定をすること。
- (53) 勅令第十九条第三項（勅令第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知をすること。
- (54) 勅令第二十四条（勅令第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示をすること。
- (55) 勅令第二十七条第二項（勅令第三十一条及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定をすること。
- (56) 勅令第三十二条（勅令第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請をすること。

別表第三十二号中「及び山口市」を、「山口市及び周南市」に改め、同表第三十二号の二中「防府市」を「萩市、防府市」に、「周南市」を「山陽小野田市」に改め、同号の次に次のように加える。

- 三十二の三 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - イ 法第八条第一項の許可をすること。
 - ロ 法第八条第三項の規定による条件の付加をすること。
 - ハ 法第十条第一項の処分をすること。
 - ニ 法第十一条の協議をすること。

周南市

- ホ 法第十二条第一項の許可をすること。
- ヘ 法第十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- ト 法第十三条第一項の検査をすること。
- チ 法第十三条第二項の規定による認定及び交付をすること。
- リ 法第十四条第一項の規定による許可の取消しをすること。
- 又 法第十四条第二項の規定による命令をすること。
- ル 法第十四条第三項の規定による使用の禁止若しくは制限又は命令をすること。
- ヲ 法第十四条第四項の規定による命令をすること。
- ワ 法第十四条第五項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。
- カ 法第十五条各項の規定による届出を受理すること。
- ヨ 法第十六条第二項の規定による勧告をすること。
- タ 法第十七条第一項又は第二項の規定による命令をすること。
- レ 法第十八条第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。
- ソ 法第十九条の規定による報告の徴収をすること。
- ツイからソまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第三十三号中「昭和三十六年法律第九十一号。」及び「及び周南市」を削り、同表第三十三号のニル及びヲ中、「法」の下に、「第三十
 四条の二第二項及び」を加え、同号の次に次のように加える。

三十三の三 都市計画法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基
 づく事務のうち次に掲げるもの

周南市

- イ 法第二十九条第一項及び第二項の許可をすること。
- ロ 法第三十四条第十三号の規定による届出を受理すること。
- ハ 法第三十四条第十四号の規定により議を経ること。
- ニ 法第三十四条の第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議をすること。
- ホ 法第三十五条第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の処分をすること。
- ヘ 法第三十五条の二第一項の許可をすること。
- ト 法第三十五条の二第三項の規定による届出を受理すること。
- チ 法第三十六条第一項の規定による届出を受理すること。
- リ 法第三十六条第二項の規定による検査及び交付をすること。
- 又 法第三十六条第三項の規定による公告をすること。
- ル 法第三十七条第一号の規定による認定をすること。
- ヲ 法第三十八条の規定による届出を受理すること。
- ワ 法第四十一条第一項（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により制限を定めること。
- カ 法第四十一条第二項ただし書（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可をすること。
- ヨ 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可をすること。
- タ 法第四十二条第二項の協議をすること。
- レ 法第四十三条第一項の許可をすること。

<p>ソ 法第四十三條第三項の協議をすること。</p> <p>ツ 法第四十五條の承認をすること。</p> <p>ネ 法第四十六條の規定による調製及び保管をすること。</p> <p>ナ 法第四十七條第一項（法第三十四條の二第二項及び第三十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録をすること。</p> <p>ラ 法第四十七條第二項（法第三十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による付記をすること（法第四十七條第三項に規定するときに係るものを含む。）。</p> <p>ム 法第四十七條第四項（法第三十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により修正を加えること。</p> <p>ウ 法第四十七條第五項（法第三十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による保管及び交付をすること。</p> <p>斗 法第八十條第一項の規定による報告の徴収又は勧告若しくは助言をすること。</p> <p>ノ 法第八十一條第一項の規定による許可若しくは承認の取消し、変更、効力の停止若しくは条件の変更若しくは付加又は命令をすること。</p> <p>オ 法第八十一條第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。</p> <p>ク 法第八十一條第三項の規定による公示をすること。</p> <p>ヤ 法第八十二條第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。</p> <p>マ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第三十六條第一項第三号ホの規定により議を経ること。</p> <p>ケ イからマまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>萩市</p>
--	-----------

三十三の四 都市計画法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基

づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にわたらない法第四条第十二項に規定する開発行為のうちその規模が一ヘクタール未満であるものに係るものに限る。）

イ 法第二十九条第一項の許可をすること。

ロ 法第三十五条第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の処分を
すること。

ハ 法第三十五条の二第一項の許可をすること。

ニ 法第三十五条の二第三項の規定による届出を受理すること。

ホ 法第三十六条第一項の規定による届出を受理すること。

ヘ 法第三十六条第二項の規定による検査及び交付をすること。

ト 法第三十六条第三項の規定による公告をすること。

チ 法第三十七条第一号の規定による認定をすること。

リ 法第三十八条の規定による届出を受理すること。

又 法第四十一条第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に
より制限を定めること。

ル 法第四十一条第二項ただし書（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）
の規定による許可をすること。

ヲ 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可をすること。

ワ 法第四十二条第二項の協議をすること。

カ 法第四十五条の承認をすること。

ヨ 法第四十六条の規定による調製及び保管をすること。

タ 法第四十七条第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に

よる登録をすること。

レ 法第四十七条第二項の規定による付記をすること（法第四十七条第三項に規定するときに係るものを含む。）。

ソ 法第四十七条第四項の規定により修正を加えること。

ツ 法第四十七条第五項の規定による保管及び交付をすること。

ネ 法第八十条第一項の規定による報告の徴収又は勧告若しくは助言をすること。

ナ 法第八十一条第一項の規定による許可若しくは承認の取消し、変更、効力の停止若しくは条件の変更若しくは付加又は命令をすること。

ラ 法第八十一条第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。

ム 法第八十一条第三項の規定による公示をすること。

ウ 法第八十二条第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。

エ イからウまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第三十四号ク中、「昭和四十四年政令第百五十八号」を削り、同号中「岩国市及び周南市」を「及び岩国市」に改め、同表第三十四号の三中「及び山口市」を「山口市及び周南市」に改め、同表第三十四号の四中「岩国市及び周南市」を「及び岩国市」に改め、同表第三十四号の五中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、「美祢市」の下に「周南市、山陽小野田市」を加え、同表第三十四号の六に次のように加える。

チ イからトまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第三十四号の六中「山口市」の下に「萩市、周南市及び山陽小野田市」を加え、同表第三十四号の八中「山口市」の下に「萩市及び周南市」を加え、同号を同表第三十四号の十一とし、同表第三十四号の七口中「及び法」を「及び」に改め、同号に次のように加える。

リ 法第五十六条の認可をすること。

又 法第五十九条（法第六十条第二項及び第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。

ル 法第六十条第一項の認可をすること。
 ヲ 法第六十二条第一項の承認をすること。
 ワ 法第六十九条の助言及び指導をすること。
 カ 法第七十条の規定による報告の徴収をすること。
 コ 法第七十一条第二項の規定による届出を受理すること。
 タ 法第七十一条第三項の承認をすること。
 レ 法第七十二条の規定による命令をすること。
 ソ 法第七十三条第一項の規定による認可の取消しをすること。
 ツ 法第七十四条第一項の規定による届出を受理すること。
 ネ イからツまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの
 別表第三十四号の七中「山口市」の下に「萩市、周南市及び山陽小野田市」を加え、同号を同表第三十四号の八とし、
 同号の次に次のよう
 に加える。

<p>三十四の九 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第十三条第一項の承認をすること。</p>	<p>山口市、萩市、周南市及び山陽小野田市</p>
<p>三十四の十 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百二十五号）第一条に規定する職員に係るものに限る。） イ 条例第十一条第五項の認定をすること。 ロ 条例第十二条第一項の規定による届出を受理すること。</p>	<p>各市町</p>

ハ イ及びロに掲げるもののほか、条例の施行に関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの

別表第三十四号の六の次に次のように加える。

三十四の七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第一項の承認をすること。

山口市、萩市、周南市及び山陽小野田市

別表第三十五号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ クリーニング業法に基づく事務に係る書類のうち規則で定めるもの

萩市及び山陽小野田市

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（別表の上欄に掲げる事務（同表第三十二号の三、第三十三号の三、第三十三号の四及び第三十四号の三の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事又は教育委員会がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

（開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正）

3 開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十三年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第五条の二の表中「周南市、」及び「、周南市にあつては熊毛都市計画区域に」を削る。

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県条例第八号

知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、三一〇、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、〇四〇、〇〇〇円」を「一、〇二〇、〇〇〇円」に、「八九〇、〇〇〇円」を「八八〇、〇〇〇円」に、「七二〇、〇〇〇円」を「七一〇、〇〇〇円」に、「五九〇、〇〇〇円」を「五八〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県条例第九号

教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和四十一年山口県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「七六〇、〇〇〇円」を「七五〇、〇〇〇円」に、「八三〇、〇〇〇円」を「八二〇、〇〇〇円」に、「八九〇、〇〇〇円」を「八八〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県知事 二井 関 成

山口県知事 二井 関 成

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十一号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和三十九年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

七 港湾整備事業特別会計

第二条の表に次のように加える。

<p>港湾整備事業特別会計</p>	<p>港湾施設使用料収入、県債、寄附金及び一般会計繰入金並びにこれらに付随する諸収入</p>	<p>港湾施設の維持管理費及び建設費、県債の償還金及び利子並びに一般会計繰出金並びにこれらに付随する諸支出金</p>
-------------------	--	--

附則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第十二号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 研修医研修資金 公的医療機関等において小児科、産婦人科、麻酔科その他知事が指定する診療科名（以下「特定診療科」という。）の診療に従事する医師の充実に資するため、県内の公的医療機関等において専門医研修（特定診療科の診療に従事するために必要な専門的な知識及び技能の習得のための研修で、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に行われるものをいう。以下同じ。）を行つてゐる医師で、将来県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事しようとするものに対して貸し付けた資金をいう。

第五条第二項中「（昭和二十三年法律第二百一号）」を削り、「終了した」を「修了した」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（研修医研修資金の返還債務の免除）

第八条の二 知事は、研修医研修資金（以下「研修資金」という。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

一 研修資金の貸付けを受けた期間が終了した月の翌月の初日から起算して研修資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間が、通算して、研修資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達したとき。

二 前号に規定する従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 知事は、研修資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡又は心身障害により研修資金を返還することができなくなつたとき。

二 研修資金の貸付けを受けた期間が終了した月の翌月の初日から起算して研修資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、やむを得ない事由により、県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間が、通算して、研修資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達しなかつたとき。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十三号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表介護サービス情報調査手数料の項の次に次のように加える。

介護サービス情報公表手数料

介護保険法第百十五条の三十六第一項の規定による指定を受けた者

別表第一の1の表一の項の備考に次のように加える。

5 使用料の金額が百円に満たないときは、百円とする。

別表第一の3の表五の項中「協議会」を「競技会」に改め、別表第一の4の表一の二の項の備考に次のように加える。

3 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につき、その旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請に係る手数料の額は、前記の手数料の額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

別表第一の5の表二十三の項中「配置従事者身分証明書
の再交付」を「配置従事者身分証明書
の再交付」を「一件につき」を「二千九百円」を

配置従事者身分証明書 の再交付	一件につき	二千九百円
販売従事登録	一件につき	七千円
販売従事登録証の書 換え交付	一件につき	二千円
販売従事登録証の再 交付	一件につき	二千九百円

に改め、同項の次に次のように加える。

登録販売者 試験に関する事務	登録販売者 試験手数料	一件につき	一万四千元
-------------------	----------------	-------	-------

別表第一の5の表二十六の二の項介護サービス情報調査手数料に関する部分中「四万六千元」を「四万円」に改め、同項介護サービス情報公表手数料に関する部分中「一万四千元」を「一万二千元」に改め、別表第一の6の表一の項機器使用料に関する部分中

反応スパッタリング 装置	一日につき	七千八百六十円	を
反応スパッタリング 装置	一日につき	七千八百六十円	
カラーレーザー顕微 鏡	一時間につき	七百五十円	に、

める。

逆浸透膜式濃縮装置	一日につき	三千三百五十円	を
逆浸透膜式濃縮装置 ジャーファーマン ター	一日につき 一時間につき	三千三百五十円 四百二十円	

に改め、別表第一の7の表二十六の項を次のように改

二十 六 家畜に対する 受胎卵の 移植に関する 事務				
牛過排卵処 理手数料	牛受精卵採 取手数料	牛受精卵性 判別手数料	牛受精卵凍 結保存手数料	牛受精卵移 植手数料
一頭につき	一回につき	一回につき	一回につき	一回につき
一万四千元	四万円	一万四千元	一万四千元	三千五百六十円

別表第一の7の表三十五の項中

遊漁船業者の登録	一件につき	二万八千元	を
----------	-------	-------	---

遊漁船業者の登録 更新	一件につき 一件につき	二万八千元 一万七千元	に改める。
----------------	----------------	----------------	-------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の4の表の改正規定 公布の日の翌日

二 第二条第三項の表の改正規定 平成二十年六月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けている行政財産の使用に係る土地建物使用料については、なお従前の例による。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十四号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一号口を次のように改める。

口 事務用機器であつてイに規定するもの以外のものを借り入れる契約

第一号リ中「機械警備業務」を「警備業務」に改め、同号中リをヲとし、ヲをルとし、同号ト中「保守」の下に「又は運用」を加え、同号トを同号又とし、同号へ中「イ及びハ」を「ロからトまで」に改め、同号中へをチとし、チの次に次のように加える。

リ 電子計算機若しくはその関連装置又は情報通信機器の保守の業務に係る契約

第一号ホの次に次のように加える。

へ 業務用の機器又は装置であつて二及びホに規定するもの以外のものを借り入れる契約

ト 寝具類を借り入れる契約

第一号に次のように加える。

ワ 庁舎その他の施設の電気設備又は機械設備の保守の業務に係る契約

カ 経費の支出及び職員の給与、旅費等の支給に関する事務処理の補助の業務に係る契約
 コ 給食の業務に係る契約

タ 道路の巡視の業務に係る契約

レ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第一項の確認事務に係る契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十五号

山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

山口県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中、「二万円」を、「五万円」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中、「二万円」を、「五万円」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改める。

第十五条の二第二項第一号中、「三万円」を、「七万五千元」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中、「三万円」を、「七万五千元」に改め、同項第二号中、「五万円」を、「十二万五千元」に改め、同項第三号中、「十万円」を、「二十五万円」に改める。

月 額	三、五〇〇円
月 額	四、五〇〇円

月 額	九、三〇〇円
月 額	一、一、四〇〇円

別表中

月額	六、〇〇〇円
月額	七、四〇〇円
月額	八、九〇〇円
月額	一〇、八〇〇円
月額	一三、三〇〇円

を

月額	一四、三〇〇円
月額	一七、三〇〇円
月額	一八、八〇〇円
月額	二〇、七〇〇円
月額	二三、三〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において加入者(改正後の山口県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)(第八条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。)(であり、引き続き加入者である者及び同日において他県等共済制度に加入している者で施行日以後に改正後の条例第四条第二項の規定により加入者となるもの(以下「継続加入者」と総称する。)(に対する改正後の条例第八条第二項、第十五条第二項及び第十五条の二第二項の規定の適用については、改正後の条例第八条第二項中「別表」とあるのは「山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第十五号) 附則別表」と、改正後の条例第十五条第二項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、改正後の条例第十五条の二第二項第一号中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

3 継続加入者で、昭和六十一年三月三十一日において加入者又は他県等共済制度加入者(他県等共済制度に加入している者をいう。)(以下この項において「加入者等」という。)(であり、引き続き加入者等であるもの(昭和五十四年十月一日以後に加入者等となった者で共済制度

又は他県等共済制度の加入時の年齢が四十五歳以上であるものを除く。)に対する改正後の条例第八条第二項及び第三項並びにこの条例附則別表の規定の適用については、同条第二項中「加入時(第四条第二項の規定による加入者にあつては、他県等共済制度の加入時。別表において同じ。)の」とあるのは「昭和六十一年四月一日における」と、「同表」とあるのは「山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第十五号)附則別表」と、同条第三項中「二十年」とあるのは「二十五年」と、同表中「加入時又は口数の追加時の」とあるのは「昭和六十一年四月一日における」と、

四十五歳以上五十歳未満	月額	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	月額	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	月額	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	月額	一四、五〇〇円
四十五歳以上	月額	一〇、六〇〇円

とあるのは

とする。

4 施行日の前日において口数追加加入者である者に対する改正後の条例第八条第五項、第十五条第三項及び第十五条の二第三項の規定の適用については、改正後の条例第八条第五項中「別表」とあるのは「山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第十五号)附則別表」と、改正後の条例第十五条第三項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、改正後の条例第十五条の二第三項第一号中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

5 改正後の条例第十五条及び第十五条の二の規定は、施行日以後に加入者又は口数追加加入者としての地位を失った場合について適用し、施行日前に加入者又は口数追加加入者としての地位を失った場合については、なお従前の例による。

附則別表

加入時又は口数の追加時の年齢	掛 金
三十五歳未満	月 額 五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	月 額 六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	月 額 八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	月 額 一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	月 額 一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	月 額 一、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	月 額 一四、五〇〇円

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県条例第十六号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 山口県松光園（第七条―第十条）」を「第三章 削除」に改める。

第二条の表法第四十三条の二に規定する「あ児施設（ろつあ児）」の項を削る。

山口県知事 二 井 関 成

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第七条から第十条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表四の二の項中「山口県松光園」を削る。

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(平成十八年山口県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号イ中「第八条各号」を「第二十条各号」に改め、同号口中「第九条」を「第二十一条」に改め、同条第十五号中「第七十六条」を「第三十八条」に改め、同条第二十六号八中「第十二条の三第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十八号

山口県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

山口県国民健康保険調整交付金交付条例（平成十七年山口県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十九号

山口県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

山口県精神保健福祉センター条例（昭和四十七年山口県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表中「宇部市」を「防府市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月七日から施行する。

山口県教育研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県条例第二十号

山口県知事 二 井 関 成

山口県教育研修所条例の一部を改正する条例

山口県教育研修所条例（昭和四十二年山口県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県総合教育支援センター条例

第一条中「教育研修所」を「教育に関する研修、研究、情報の収集及び提供、相談等を行い、もつて学校、家庭等における教育を支援するため、総合教育支援センター」に改める。

第二条中「教育研修所の」を「総合教育支援センターの」に改め、同条の表中「山口県教育研修所」を「やまぐち総合教育支援センター」に改める。

第三条中「山口県教育研修所（以下「研修所」を「やまぐち総合教育支援センター（以下「総合教育支援センター」に改め、「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育に関する情報の収集及び提供に関すること。

第三条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、学校、家庭等における教育を支援するために必要な業務に関すること。

第四条を次のように改める。

（職員）

第四条 総合教育支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県条例第二十一号

山口県知事 二井 関 成

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、四三〇人」を「二、三八二人」に、「五九四人」を「五八二人」に、「三、〇二四人」を「二、九六四人」に改め、同条第三号中「一、〇八四人」を「一、一三五人」に、「一四四人」を「一四八人」に、「一、二三八人」を「一、二八三人」に改め、同条第四号中「三、二六四人」を「三、二四五人」に、「二二七人」を「二二二人」に、「三、四八一人」を「三、四五七人」に改め、同条第五号中「五、三〇一人」を「五、二八三人」に、「四七八人」を「四六三人」に、「五、七七九人」を「五、七四六人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第二十二号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立柳井商業高等学校の項、山口県立柳井工業高等学校の項、山口県立徳山商業高等学校の項、山口県立徳山工業高等学校の項、山口県立萩商業高等学校の項及び山口県立萩工業高等学校の項を削る。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第二十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県光警察署の項管轄区域の欄中、「のうち」の下に、「新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、」を加え、同表山口県山口警察署の項管轄区域の欄及び同表山口県小郡警察署の項名称の欄中、「山口県小郡警察署」を、「山口県山口南警察署」に改め、同表山口県下関警察署の項管轄区域の欄中、「山口県長府警察署及び山口県彦島警察署」を、「及び山口県長府警察署」に改め、同表山口県彦島警察署の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表山口県光警察署の項の改正規定 公布の日

二 第二条の表山口県山口警察署の項及び山口県小郡警察署の項の改正規定 平成二十年五月十二日

（警察署協議会の委員に関する特例）

2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県彦島警察署協議会の委員である者のうちから、山口県下関警察署協議会の委員を委嘱することができる。

3 前項の場合において、山口県下関警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例（平成十三年山口県条例第二号）第四条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、山口県下関警察署協議会の委員の定数とする。

4 第二項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第五条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十一年五月三十一日までとする。